

皇民修身鑑

尋常科  
生徒用

卷之五



K120.1

33

5

學海指針杜編

尋常科  
生徒用

皇民修身錄

卷之五

版權所有 集英堂藏板

## 勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス一シ是ノ  
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ悖テス朕爾臣民ト俱ニ拳ニ服膺シテ  
咸其德ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

皇民修身鑑卷之五

第一

學海指針社



人ノオコナヒハ、孝ヨリ太ナルハナシ  
父母ノ心ヲヨロコバシメ、父母ノ身  
ヤシナフ、ニシノツトメヲカクベ

○藤岡喜一郎は、七つのとき、父やみてめくらとなりければ、こどもながらもかせぎて、父を



藤岡喜一郎 さやう  
だいよくめくらの  
父をやーをふ

やーなひたり、弟と妹も兄をたすけてはたら  
きければ、父はふれゆうなかりけりとぞ。

第二

- 兄弟ムツマシキハ、孝ノ一ツナリ。
- 兄弟ハ、幼キ時ヨリ、成長ノ後ニ至ル  
マデ、タガヒニ相タスケ 相シタシミテ、  
少シモ疎遠ノコトアルベカラズ。
- 世ニハ 財ヲ愛シテ、兄弟ヲ疎遠ニス  
ルモノアリ、道ニソムケル行ナリ。

儀助 よく 母  
につかへ又  
よく 兄につ  
かふ



○ 儀助は母に孝行なりて、兄孫左衛門、無道にして、其家をたひ出しけれども、すこ一もうらまく、きんドよにすみて、三年のあひだ、兄のいがりのとくるをまち、其のち一つ家にすみて、母に孝行をつくたりといふ。

第三

○ 女子ハ、ヨロヅノ事ニツキテ、ウチバナルヲ ヨシトス。  
○ 女子ノ行ハ、ツネニスナホニシテ、シ

集玉堂藏版

龍鶴臺のつま

れこなひを  
つゝ一む



○女子ニシテ、アラクシキ フルマヒ  
アルハ、甚ダヨカラヌコトナリ。

○龍鶴臺のつまは、せへつゝとやかにして、  
のみぶかく、つねに赤と白とのごどまりをつくり、  
惡念わくなれこの時は、赤糸をむすびむすびて、善念ぜんねんれ  
こる時は、白糸をむすびむすびて、身の行をかへり  
みたりとなり。

第四

○未ダ知ラザル時ハ、知ランコトヲモトメ、スデニ知レバ、行ハンコトヲツトムベシ。

○問フハ一時ノ恥、問ハヌハ一生ノ恥。  
○志立タザレバ、成ルベキコトナシ。

○志アレバ、事ツヒニ成ル。

○熊澤了介、わかき時、中江藤樹に、をーへをこひけるに、先生、へりくだりてことわりけるを、二日があひだーきりにこひて、其門を去ら



く  
熊澤了介 中江  
藤樹をーたひ  
をーへをう

ざりければ、つひにゆる一たり。

第五

- 言ハ少クシテ 實アルベシ。
- 多言ハ、衆ノイムトコロナリ。
- ミダリニモノ言ヘバ、禍ヲマネグ、口  
ハ禍ノ門ナリ。
- 心ニ謙遜アレバ、言語オノヅカラ少シ。
- 口ヲ守ルコト、瓶ノ如クセヨ。
- 貝原益軒は、大學者なり、ある時、乗合の船の

ある男 貝原益軒の  
をるを へらす ト  
まんして けいへよ  
を とく



中にて、一人の男、一きりに、經書の講釋一たり  
一を、益軒は、初より、だまりてき、ゐたり一  
に、船の港みなとにつけるとき、彼男は、ぐめて、其名を  
き、たごろき恥ぢて、にげうせたりこす。

## 第六

- 一家ノ生計ヲ安クシ、家運ノ長久ナラ  
ンヲネガハゞ、儉約ヲ專ゼン  
一トスベシ。
- 人ノ世ニアルホドハ、思ヒヨラヌ災難  
ニ、アフコトアリ。

松下禪尼しやう  
トのきりばりを  
して、子のときよ  
りをいま一めん  
とす



○平日ノタクハヘナケレバ、ニハ力ニ  
困窮ニオチイルコトアリ。

○松下禪尼、其子時頼を招かるとき、障子の  
切りばりにてをられーを、兄の義景見てのこ  
らすはりかへたるがよーといひければ、あま、  
物はやぶれたるを補ひて、つかふが儉約の  
みちなり、若き人に、このことへらせんとて  
いへりとなり。

第七

- 止ムヲ得ズシテ、人ヨリ金錢ヲ借ルコ  
トアラバ、スミヤカニカヘスベシ
- 其義ニアラザレバ、イサ、カノモノタ  
リトモ、トルベカラズ。
- 義ニ非ル者ハ、取ラズト云フコトアリ。
- 正直の商人あり、不幸にして、一たん身代か  
たむきたりーに、ふたゝびもとにかへりー時、  
其以前ろんをかけたる人の子を、さがー出だ  
して、返金せんといひけるに、親のかーたるも

丘に正  
直をま  
もる



のなれば、うくべき いはれなーとてさらざり  
きとなり。

第八

- 人ハ、恥トイフコトヲ知ルベシ。
- 恥ヲ知ル者ハ、利欲ノタメニ心ヲ動力  
サズ、榮華ヨウカノタメニ道ヲ枉ゲズ。
- スマジキコトヲシ、取ルマジキモノヲ  
取ルハ、恥ヲ知ラザルナリ。
- 恥ヲ知ラザルハ、禽獸ニチカシ。

青砥藤綱  
一やうち  
きにいて  
人のれく  
りものを  
うけす



○ 青砥藤綱は廉直の人なり。ある時、うつへ  
を公平にさばきーに、かちたる人、其恩にむ  
くいんとて、ひうかに錢をつみ、藤綱のやき  
になげこみたり。藤綱見てよろこばず、是を是  
こし、非を非とするは、職分なりとて、これを  
わくりかへーたり。

## 第九

○ 老イタルラ敬ヒ、幼ラアナドラズ。  
○ 作法ラターナシクシテ、言語ラツ、シム

## 八、禮ノ道ナリ。

- 妄ニ語リ、妄ニ笑ヒ、身體ノ作法ヲミダスハ、心ニ禮敬ナキシルシナリ。
- 人ノ禽獸ニコトナルハ、禮儀アレバナリ。

○伊藤仁齋、多くの儒者と、講論せられしに外の人は席をくづし、さわがしくぎろんーたれども、仁齋はひとりたちつきて、ことば正しくろんどうれば、人々なこれにふくした



りこす。

第十

- 人ノ樂ハ、自ラ善ラナシ、人ヲスクヒ  
テ、其悅ヲ見ルニ、コエタルコトナシ。  
○人ヲ愛シ人ヲ利スル者ハ、福アリ。人  
ヲニクミ人ヲソコナフ者ハ、禍オホシ。  
○ナサケハ、人ノタメナラズ。  
○新見屋新右衛門、かつて一少女の、主人の金を  
うへなひて、永代橋<sup>12</sup>より、身投<sup>13</sup>せんとするを



新見屋新右衛門  
みなげの女を

すくふ

すぐへり、其後、深川八幡の祭の時、此橋落ちて多くの人死せり。此日新右衛門も、ここに來かかりて、彼少女にあひ、むかーのものがたり居けるうちに、此難をのがれたりとぞ。

### 第十一

○此國ニ生レシ人ハ、此國ニ對スル務アリ。其務トハ、シリゾキテハ家ヲ富マシス、ミテハ國ノ公益ヲハカルライフナリ。



○公益ヲ起サントセバ、志ヲハゲマシ、  
イカナル艱難カンナンニアフトモ、中途ニシテ止  
ムベカラズ。

○畠山義信はたけやま よいのぶは、小倉織こくらおりのはーきれ多くあり、  
を、いろく工夫くわうして、遂に綿「ブラネル」を織り  
出し、一大物産いちだいぶつさんとなし、かば、官くわんより賞金しょうきん  
を賜たまはりたり。

## 第十二

○此國ニ生レテ、此國ヲ守ランモノハ、

常ニ忠義ノ心ヲミガキ、勇武イワブノ氣象シヤウヲヤ  
シナフベシ。

○遠キ神代ヨリ、今日ニ至ルマテ、此大  
御國人クニノヒト、メデタクサカユルハ、ヒトヘニ、  
國民イワウキノ勇氣ヲタフトビ、忠義ヲモツバ  
ラトシタルニヨレリ。

○中臣鎌足なかのじのかまたたり、蘿我入鹿ろがいりしかの無道むどうにして、天子てんしをな  
いがーろに一奉れるをいきどほり、中大兄皇子なかのおほにのあさうじ  
こはかりて、朝廷てうてうにて、これを誅ちゆう一たり、こ

中臣鎌足  
中大兄  
皇子と蘇我  
入鹿を

ちうす



れより 皇室の尊嚴<sup>くわうしきのそんげん</sup>に一へにかかりて、めでたく榮<sup>さか</sup>にさせ給ふことはなれり。

### 第十三

○オヨソ人トシテ、第一ニワキマフベキハ、尊王ノ大義ナリ、忠孝ノ道ナリ。  
○人トシテ、尊王ノ大義ヲ知ラザルモノハ、イカホドノ知識アリトモ、マコトノ人トハイフベカラズ。

○尊王ノ大義トハ、天皇ニ對シテ、忠誠

村上義光 父  
子の忠死



○ ラハゲミ、皇室ノ尊榮ヲネガフニアリ。

○ 村上義光、大塔宮にしたがひて、吉野の城に  
こもり一に、城たちいるにたよび、宮にかかり  
て自殺せられたり、其子義隆も、宮の御供して、  
賊の追手とたかひ、同ドく自害して、父子ともに、忠臣の名をなんあげたりける。

第十四

○ 國民タルモノハ、國法ヲ重ジテ、ツ、  
シミテ之ニ從フベシ。

横田新  
助ねん  
ぐをれ  
こたら  
す



○國法ノ令スル所ハ、之ニ從ヒ、國法ノ  
禁ズル所ハ、之ヲ避クベシ。

○上ニ尊フトキ 皇室ヲイタゞキ、國法  
ヲ守リテ、能ク之ニ從フハ、國民第一ノ  
務ナリ。

○横田新助は身まづ一かり一かども、親に孝  
行をつくし、兄によくつかへ、又年貢は人よ  
りさきに納むるなど、よき行あまたありけ  
れば、人の手本なりとて、政府より、はうびを

たまはりたり。

卷之五

集英堂書局

# 皇民修身鑑卷之五 終

原田竹外書

明治二十五年十月五日印刷  
明治二十五年十月八日出版  
版權 所有

著者

學海指針社

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

東京府平民

小林 八郎

集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

木本縣宇都宮大工町

集英堂支店

木本縣宇都宮大工町

賣捌所

各府縣下書肆



